

厚生年金基金実務基準第4号

[平成26年11月改訂]

基金解散時の最低積立基準額の算定・分配の実務基準

[内容]

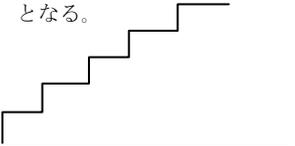
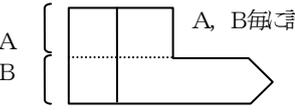
- 基金解散時の最低積立基準額の算定
- 基金解散時の分配

[留意事項]

- ・以下に示す実務基準は、基金解散時に最低積立基準額を基準として分配する場合の一般的な例を示したものである。
- ・解散時の最低保全給付、最低積立基準額は各基金の規約に基づいて計算されるものであるから、以下に示す実務基準は一般的な例を示したものに過ぎず、何ら基金規約による算出方法を拘束するものではない。
- ・解散時の残余財産の分配は、規約に定める方法に基づいて行なわれるものであるから、以下に示す実務基準は一般的な例を示したものに過ぎず、何ら規約による分配を拘束するものではない。

基金解散時の最低積立基準額の算定・分配の実務基準

○基金解散時の最低積立基準額の算定

	実務基準内容	備考
最低保全給付（控除前）	<ul style="list-style-type: none"> ・規約に定める最低保全給付の区分ごとに基準日における加入員、受給者等の区分に応じ計算する。 ・各給付区分において、受給者又は受給待期脱退者でかつ加入員である者については、規約に定める残余財産の分配方法に準じて最低保全給付を計上する。 ・将来期間に係る代行支給義務の免除を受けている基金においては、基本部分の最低保全給付を代行年金額と上乗せ年金額に分けて算定するものとし、代行年金額の算定においては支給義務免除前の加入期間月数を用いる。 ・基本部分において、離婚分割を行った加入員の最低保全給付（控除前）は、離婚分割を行わなかった場合の最低保全給付（控除前）から離婚分割による控除額を控除したものをを用いる。 <p>○年金受給者</p> <p>基本部分 基準日の規約に基づく基本部分年金額</p> <p>加算部分 基準日の規約に基づく加算部分年金額</p> <p>○受給待期脱退者</p> <p>基本部分 基準日の規約に基づく基本部分年金額 退職時裁定者は裁定時の規約に基づく年金給付</p> <p>支給時裁定者 } 未裁定者 } は基準日現在の規約に基づき計算される年金給付</p> <p>加算部分 基本部分と同じ考え方</p>	<p>「控除前」とは、財政運営基準（「厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）」、以下同様）第3-6-(1)-②に記載されている「給付改善等を行った場合に最低保全給付から控除できる額」を控除する前を意味し、「控除後」はそれを控除した後を意味する。以下同様。</p> <p>「基準日」とは、解散認可申請の場合には解散認可申請前1月以内の日、財産目録の承認申請及び解散に伴う事務の引継ぎの場合は解散認可日をいう。</p> <p>（例）残余財産の分配方法を受給権者先取りとしている場合は、受給権者分は受給権者の方に計上し、（全体分-受給権者分）は加入員の方に計上する。</p> <p>「代行年金額」とは、平成25年改正前の法第132条第2項に係るものをいい、「上乗せ年金額」とは基本部分年金額から代行年金額を控除したものをいう。</p> <p>規約に年金額の改定が明示されている場合は、基準時点以降の年金額の改定も含んだものが最低保全給付の概念となる。</p>   <p>A: 確定年金部分 B: 終身年金部分 (当該受給待期脱退者に適用される部分の規約によることに注意する。)</p>

	実務基準内容	備考
	<p>○加入員 ・規約に定める以下の a、b 又はこれらに準ずる方法で計算する。</p> <p>a 標準退職年齢に達した日に加入員の資格を喪失した場合の給付を用いる方法</p> <p>基本部分</p> $\text{標準給付} \times \frac{\left[\begin{array}{l} \text{基準日における} \\ \text{給付乗率} \times \text{加入期間月数} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{標準資格喪失日における} \\ \text{給付乗率} \times \text{加入期間月数} \end{array} \right]}$ <p>総報酬制に対応して、平成 15 年 4 月 1 日前後で基準給与が変更となる場合、当該変更日前後で「給付の型」が異なるものと整理し、前後で別々に最低保全給付を算定する。(その場合、当該変更日前の期間では「按分率 = 1」と考える。)</p> <p>加算部分</p> <p>①基準日において年金受給資格のある者 ア. 標準退職年齢以上の者 標準給付 (暫)</p> <p>イ. 標準退職年齢未満の者</p> $\text{標準給付 (暫)} \times \frac{\left[\begin{array}{l} \text{基準日に自己都合退職} \\ \text{した場合の年金給付乗率} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{標準資格喪失日における} \\ \text{年金給付乗率} \end{array} \right]}$ <p>なお、年金受給資格のある者については、選択一時金額との丈比が必要となるため暫定値となる。(最低保全給付 (暫))</p> <p>②基準日において一時金受給資格のある者 ア. 標準退職年齢以上の者 標準給付</p> <p>イ. 標準退職年齢未満の者</p> $\text{標準給付} \times \frac{\left[\begin{array}{l} \text{基準日に自己都合退職} \\ \text{した場合の一時金給付乗率} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{標準資格喪失日における} \\ \text{一時金給付乗率} \end{array} \right]}$ <p>③その他の者 基金規約に基づく基本加算年金相当額の受給資格者 基本加算年金相当額 上記は暫定値となる。(最低保全給付 (暫))</p>	<p>標準給付は、基本部分、加算部分ともに計算過程の端数処理も含めて規約に基づき計算される。</p> <p>なお、加算部分で年金受給資格のある者については選択一時金との丈比が必要となるため暫定値となる (標準給付 (暫))</p> <p>按分率を算出する際の分母、分子について規約に給付乗率以外のものを使用する旨定めている場合は当該内容による。</p> <p>(例) 給付乗率 × 加入期間月数</p>

	実務基準内容	備考
	<p>b 基準日の翌日において加入員の資格を喪失した場合の給付を用いる方法</p> <p>基本部分</p> <p>基準日に自己都合退職した場合の基金規約に基づく基本部分年金額※×基準日の翌日における加入員の年齢に応じて定めた率</p> <p>※：総報酬制に対応して、平成15年4月1日前後で基準給与が変更となる場合、基本部分年金額は当該変更日前後で別々に算定した後、合算する。</p> <p>加算部分</p> <p>①基準日において年金受給資格のある者</p> <p>基準日に自己都合退職した場合の基金規約に基づく加算部分年金額×基準日の翌日における加入員の年齢に応じて定めた率</p> <p>なお、年金受給資格のある者については、選択一時金額との丈比べが必要となるため暫定値となる。(最低保全給付(暫))</p> <p>②基準日において一時金受給資格のある者</p> <p>基準日に自己都合退職した場合の基金規約に基づく加算部分一時金額×基準日の翌日における加入員の年齢に応じて定めた率</p> <p>③その他の者</p> <p>基金規約に基づく基本加算年金相当額の受給資格者</p> <p>基本加算年金相当額×基準日の翌日における加入員の年齢に応じて定めた率</p> <p>上記は暫定値となる。(最低保全給付(暫))</p>	<p>基金規約に基づく年金額・一時金額は、基本部分、加算部分ともに計算過程の端数処理も含めて規約に基づき計算される。</p> <p>据置乗率を定めて据置期間に応じて給付の額を加算することとなっている場合には当該加算は考慮しないものとする。</p>

	実務基準内容	備考
<p>最低積立基準額（控除前）</p>	<p>○基本部分（プラスアルファ部分） 〔基本部分における共通の記号〕</p> <p>j：「廃止前の厚生年金基金令第39条の3第3項に規定する予定利率及び予定死亡率（平成26年3月31日付厚生労働省告示第169号）」に示す予定利率</p> <p>r：標準支給開始年齢</p> <p>s：規約上の支給開始年齢</p> <p>s'：老齢厚生年金の支給開始年齢</p> <p>x：基準日現在の年齢</p> <p>τ：標準退職年齢</p> <p>a_x^j：「廃止前の厚生年金基金令第39条の3第3項に規定する予定利率及び予定死亡率（平成26年3月31日付厚生労働省告示第169号）」に示す予定利率及び予定死亡率で計算された終身年金現価率（*年据置終身年金現価率（${}_x a_x^j$）の場合も同様に扱う）</p> <p>k：s' = 60歳の場合 0.875 (x ≤ 60), 0.900 (x = 61), 0.925 (x = 62), 0.950 (x = 63), 0.975 (x = 64), 1.000 (65 ≤ x)</p> <p>s' = 61歳の場合 0.900 (x ≤ 61), 0.925 (x = 62), 0.950 (x = 63), 0.975 (x = 64), 1.000 (65 ≤ x)</p> <p>s' = 62歳の場合 0.925 (x ≤ 62), 0.950 (x = 63), 0.975 (x = 64), 1.000 (65 ≤ x)</p> <p>s' = 63歳の場合 0.950 (x ≤ 63), 0.975 (x = 64), 1.000 (65 ≤ x)</p> <p>s' = 64歳の場合 0.975 (x ≤ 64), 1.000 (65 ≤ x)</p> <p>s' = 65歳の場合 1.000</p> <p>・規約に定める以下のa、b又はこれらに準ずる方法で計算する。</p> <p>a 標準退職年齢に達した日に加入員の資格を喪失した場合の給付を用いる方法</p> <p>(1) 年金受給者</p> <p>ア. 老齢厚生年金の支給開始年齢以上の者 最低保全給付 × a_x^j - 代行年金額 × a_x^j × k</p> <p>イ. 老齢厚生年金の支給開始年齢未満の者 最低保全給付 × a_x^j - 代行年金額 × ${}_{s'-x} a_x^j$ × k</p>	<p>標準支給開始年齢 = max（標準退職年齢、基金規約上の支給開始年齢）とする。 なお、基金規約上の支給開始年齢は、その基金の在職老齢年金の支給開始状況の実績に基づいて合理的に設定することを原則とすること。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・60歳から無条件に満額を支給する場合は、τにかかわらずr=60となる。 ・その基金の十分な実績がとれない場合は、rを国の支給開始年齢に応じて合理的に設定する。 ・年金現価率は年6回払いのものを使用すること。 ・最低責任準備金代行給付相当額の算定にあたり、0.875ではなく受給者の年齢区分に応じた3段階の係数（65歳未満：0.69、65歳以上75歳未満：0.96、75歳以上：1.00）を使用する場合でも、当該係数に係る全年齢平均は概ね0.875であることから、0.875を使用することを可とする。 ・低在老（60歳以上65歳未満の者の在職老齢年金）との併給調整範囲を被保険者まで拡大し、国並みに支給停止している基金ではk=1とすることができる。 ・現価率の算出にあたり、年齢に端数がある場合は、按分すること。 ・受給待期脱退者の規約上の支給開始年齢は、現在の加入員が脱退した場合に適用される支給開始年齢に必ずしも一致しない点に留意する。

	実務基準内容	備考
	<p>(2) 受給待期脱退者</p> <p>ア. 規約上の支給開始年齢以上かつ老齢厚生年金の支給開始年齢以上の者</p> <p style="padding-left: 2em;">最低保全給付 $\times a_x^j$ - 代行年金額 $\times a_x^j \times k$</p> <p>イ. 規約上の支給開始年齢以上かつ老齢厚生年金の支給開始年齢未満の者</p> <p style="padding-left: 2em;">最低保全給付 $\times a_x^j$ - 代行年金額 $\times {}_{s'-x}a_x^j \times k$</p> <p>ウ. 規約上の支給開始年齢未満かつ老齢厚生年金の支給開始年齢未満の者</p> <p style="padding-left: 2em;">最低保全給付 $\times {}_{s-x}a_x^j$ - 代行年金額 $\times {}_{s'-x}a_x^j \times k$</p> <p>(3) 加入員</p> <p>ア. 標準支給開始年齢以上かつ老齢厚生年金の支給開始年齢以上の者</p> <p style="padding-left: 2em;">最低保全給付 $\times a_x^j$ - 代行年金額 $\times a_x^j \times k$</p> <p>イ. 標準支給開始年齢以上かつ老齢厚生年金の支給開始年齢未満の者</p> <p style="padding-left: 2em;">最低保全給付 $\times a_x^j$ - 代行年金額 $\times {}_{s'-x}a_x^j \times k$</p> <p>ウ. 標準支給開始年齢未満かつ老齢厚生年金の支給開始年齢以上の者</p> <p style="padding-left: 2em;">最低保全給付 $\times {}_{r-x}a_x^j$ - 代行年金額 $\times a_x^j \times k$</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、${}_{r-x}a_x^j < a_x^j \times k$ となる年齢については</p> <p style="padding-left: 4em;">(最低保全給付 - 代行年金額) $\times {}_{r-x}a_x^j$</p> <p>エ. 標準支給開始年齢未満かつ老齢厚生年金の支給開始年齢未満の者</p> <p style="padding-left: 2em;">最低保全給付 $\times {}_{r-x}a_x^j$ - 代行年金額 $\times {}_{s'-x}a_x^j \times k$</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、${}_{r-x}a_x^j < {}_{s'-x}a_x^j \times k$ となる年齢については</p> <p style="padding-left: 4em;">(最低保全給付 - 代行年金額) $\times {}_{r-x}a_x^j$</p>	
	<p>b 基準日の翌日において加入員の資格を喪失した場合の給付を用いる方法</p> <p>(1) 年金受給者</p> <p>ア. 老齢厚生年金の支給開始年齢以上の者</p> <p style="padding-left: 2em;">最低保全給付 $\times a_x^j$ - 代行年金額 $\times a_x^j \times k$</p> <p>イ. 老齢厚生年金の支給開始年齢未満の者</p> <p style="padding-left: 2em;">最低保全給付 $\times a_x^j$ - 代行年金額 $\times {}_{s'-x}a_x^j \times k$</p> <p>(2) 受給待期脱退者</p> <p>ア. 規約上の支給開始年齢以上かつ老齢厚生年金の支給開始年齢以上の者</p>	

	実務基準内容	備考
	<p>最低保全給付 $\times a_x^j$ - 代行年金額 $\times a_x^j \times k$</p> <p>イ. 規約上の支給開始年齢以上かつ老齢厚生年金の支給開始年齢未満の者</p> <p>最低保全給付 $\times a_x^j$ - 代行年金額 $\times {}_{s'-x}a_x^j \times k$</p> <p>ウ. 規約上の支給開始年齢未満かつ老齢厚生年金の支給開始年齢未満の者</p> <p>最低保全給付 $\times {}_{s-x}a_x^j$ - 代行年金額 $\times {}_{s'-x}a_x^j \times k$</p> <p>(3) 加入員</p> <p>ア. 規約上の支給開始年齢以上の者</p> <p>最低保全給付 $\times a_x^j$ - 代行年金額 $\times a_x^j$</p> <p>イ. 規約上の支給開始年齢未満の者</p> <p>最低保全給付 $\times {}_{s-x}a_x^j$ - 代行年金額 $\times {}_{s'-x}a_x^j$</p>	

	実務基準内容	備考
	<p>○加算部分 〔加算部分における共通の記号〕</p> <p>$a_{\overline{m} }^j$: 「廃止前の厚生年金基金令第39条の3第3項に規定する予定利率及び予定死亡率（平成26年3月31日付厚生労働省告示第169号）」に示す予定利率 j で計算している m 年保証年金現価率</p> <p>m : 基金規約による残余保証期間</p> <p>D_x : 告示に示す予定死亡率及び予定利率を用いて算出した生存基数。</p> <p>N'_x : 告示に示す予定死亡率及び予定利率を用いて算出した生存基数。累計生存基数で年6回払が考慮されたもの。</p> <p>\overline{C}_x : 告示で示す予定死亡率及び予定利率を用いて算出した死亡基数</p> <p>$a_{\overline{m} }^k$: 規約上の予定利率 k による年金現価率（一時金換算率）</p> <p>l : 規約上の選択一時金の算定に用いる割引率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規約に定める以下の a、b 又はこれらに準ずる方法で計算する ・給付の額の算定において、給付の再評価又は額の改定を行う場合は、最低積立基準額の計算過程で、規約に定めた指標による給付の再評価又は額の改定を織り込むこと <p>a 標準退職年齢に達した日に加入員の資格を喪失した場合の給付を用いる方法</p> <p>(1) 年金受給者</p> $\text{最低保全給付} \times \left(a_{\overline{m} }^j + \frac{N'_{x+m}}{D_x} \right)$ <p>(2) 受給待期脱退者</p> <p>ア. 規約上の支給開始年齢以上の者</p> $\text{最低保全給付} \times \left(a_{\overline{m} }^j + \frac{N'_{x+m}}{D_x} \right)$ <p>イ. 規約上の支給開始年齢未満の者</p> $\text{最低保全給付} \times \left(v^{(s-x)} \times a_{\overline{m} }^j + \frac{N'_{s+m}}{D_x} \right)$	<p>なお、通増年金等であればその要素を加味して最低積立基準額を算定することに留意する。</p> <p>$v = 1/(1+j)$ 以下同様</p>

	実務基準内容	備考
	<p>(3) 加入員のうち年金受給資格者</p> <p>ア. 標準支給開始年齢以上の者</p> <p>① 選択一時金のある場合</p> <p>A = 標準給付 (暫) $\times a_{\overline{m} }^k$</p> <p>B = 標準給付 (暫) $\times \left(a_{\overline{m} }^j + \frac{N'_{x+m}}{D_x} \right)$ とし、</p> <p>A > B の場合</p> <p>標準給付 = A、最低保全給付 = 標準給付</p> <p>最低積立基準額 = 最低保全給付</p> <p>A ≤ B の場合</p> <p>標準給付 = 標準給付 (暫)、</p> <p>最低保全給付 = 最低保全給付 (暫)</p> <p>最低積立基準額 = 最低保全給付 $\times \left(a_{\overline{m} }^j + \frac{N'_{x+m}}{D_x} \right)$</p> <p>② 選択一時金のない場合</p> <p>標準給付 = 標準給付 (暫)、最低保全給付 = 最低保全給付 (暫)、</p> <p>最低積立基準額 = 最低保全給付 $\times \left(a_{\overline{m} }^j + \frac{N'_{x+m}}{D_x} \right)$</p> <p>イ. 標準支給開始年齢未満の者</p> <p>① 選択一時金のある場合</p> <p>A = 標準給付 (暫) $\times a_{\overline{m} }^k \times \left(\frac{1}{1+l} \right)^{r-\max(x,\tau)} \times v^{\max(0,\tau-x)}$</p> <p>B = 標準給付 (暫) $\times \left(v^{(r-x)} \times a_{\overline{m} }^j + \frac{N'_{r+m}}{D_x} \right)$ とし、</p> <p>A > B の場合</p> <p>標準給付 = 標準給付 (暫) $\times a_{\overline{m} }^k \times \left(\frac{1}{1+l} \right)^{r-\max(x,\tau)}$、</p> <p>最低保全給付 = 標準給付 $\times \left[\frac{\text{基準日に自己都合退職した場合の年金給付乗率}}{\text{標準資格喪失日における年金給付乗率}} \right]$</p> <p>最低積立基準額 = 最低保全給付 $\times v^{\max(0,\tau-x)}$</p> <p>A ≤ B の場合</p> <p>標準給付 = 標準給付 (暫)、最低保全給付 = 最低保全給付 (暫)</p> <p>最低積立基準額 = 最低保全給付 $\times \left(v^{(r-x)} \times a_{\overline{m} }^j + \frac{N'_{r+m}}{D_x} \right)$</p>	<p>保証期間の年金現価率と選択一時金乗率が異なる場合には、「$a_{\overline{m} }^k$」を「x歳における選択一時金乗率」とする。</p> <p>保証期間の年金現価率と選択一時金乗率が異なる場合には、$a_{\overline{m} }^k \times \left(\frac{1}{1+l} \right)^{(r-\max(x,\tau))}$ を「$\max(x, \tau)$歳における選択一時金乗率」とする。</p>

	実務基準内容	備考
	<p>② 選択一時金のない場合 標準給付＝標準給付（暫）、 最低保全給付＝最低保全給付（暫）</p> <p>最低積立基準額＝最低保全給付×$\left(v^{(r-x)} \times a_{\overline{m} }^j + \frac{N'_{r+m}}{D_x}\right)$</p> <p>(4) 加入員のうち一時金受給資格者 最低保全給付×$v^{\max(0,\tau-x)}$</p> <p>(5) その他の者 基金規約に基づく基本加算年金相当額の受給資格者</p> <p>ア．標準支給開始年齢以上の者 A＝標準給付（暫）×$a_{\overline{m} }^k$ B＝標準給付（暫）×$\left(a_{\overline{m} }^j + \frac{N'_{x+m}}{D_x}\right)$とし、</p> <p>A＞Bの場合 標準給付＝A、最低保全給付＝標準給付 最低積立基準額＝最低保全給付</p> <p>A≤Bの場合 標準給付＝標準給付（暫）、最低保全給付＝最低保全給付（暫） 最低積立基準額＝最低保全給付×$\left(a_{\overline{m} }^j + \frac{N'_{x+m}}{D_x}\right)$</p> <p>イ．標準支給開始年齢未満の者 A＝標準給付（暫）×$a_{\overline{m} }^k \times \left(\frac{1}{1+l}\right)^{(r-\max(x,\tau))} \times v^{\max(0,\tau-x)}$ B＝標準給付（暫）×$\left(v^{(r-x)} \times a_{\overline{m} }^j + \frac{N'_{r+m}}{D_x}\right)$とし、</p> <p>A＞Bの場合 標準給付＝標準給付（暫）×$a_{\overline{m} }^k \times \left(\frac{1}{1+l}\right)^{(r-\max(x,\tau))}$、 最低保全給付＝標準給付、 最低積立基準額＝最低保全給付×$v^{\max(0,\tau-x)}$</p> <p>A≤Bの場合 標準給付＝標準給付（暫）、最低保全給付＝最低保全給付（暫）、 最低積立基準額＝最低保全給付×$\left(v^{(r-x)} \times a_{\overline{m} }^j + \frac{N'_{r+m}}{D_x}\right)$</p>	<p>一時金換算率$a_{\overline{m} }^k$は基本加算年金に適用されるものを用いることに注意する。</p> <p>標準支給開始年齢は、基本加算年金の支給開始年齢を配慮して、合理的に設定すること。</p> <p>$a_{\overline{m} }^k \times \left(\frac{1}{1+l}\right)^{(r-\max(x,\tau))}$は基本加算年金に適用されるものであることに注意する</p>

	実務基準内容	備考
	<p>b 基準日の翌日において加入員の資格を喪失した場合の給付を用いる方法</p> <p>(1) 年金受給者</p> $\text{最低保全給付} \times \left(a_{\overline{m} }^j + \frac{N'_{x+m}}{D_x} \right)$ <p>(2) 受給待期脱退者</p> <p>ア. 規約上の支給開始年齢以上の者</p> $\text{最低保全給付} \times \left(a_{\overline{m} }^j + \frac{N'_{x+m}}{D_x} \right)$ <p>イ. 規約上の支給開始年齢未満の者</p> $\text{最低保全給付} \times \left(v^{(s-x)} \times a_{\overline{m} }^j + \frac{N'_{s+m}}{D_x} \right)$ <p>(3) 加入員のうち年金受給資格者</p> <p>ア. 規約上の支給開始年齢以上の者</p> <p>① 選択一時金のある場合</p> $A = \text{最低保全給付 (暫)} \times a_{\overline{m} }^k$ $B = \text{最低保全給付 (暫)} \times \left(a_{\overline{m} }^j + \frac{N'_{x+m}}{D_x} \right)$ <p>とし、</p> <p>A > B の場合</p> <p>最低保全給付 = A</p> <p>最低積立基準額 = 最低保全給付</p> <p>A ≤ B の場合</p> <p>最低保全給付 = 最低保全給付 (暫)</p> $\text{最低積立基準額} = \text{最低保全給付} \times \left(a_{\overline{m} }^j + \frac{N'_{x+m}}{D_x} \right)$ <p>② 選択一時金のない場合</p> <p>最低保全給付 = 最低保全給付 (暫)、</p> $\text{最低積立基準額} = \text{最低保全給付} \times \left(a_{\overline{m} }^j + \frac{N'_{x+m}}{D_x} \right)$	<p>保証期間の年金現価率と選択一時金乗率が異なる場合には、「$a_{\overline{m} }^k$」を「x歳における選択一時金乗率」とする。</p>

	実務基準内容	備考
	<p>イ. 規約上の支給開始年齢未満の者</p> <p>① 選択一時金のある場合</p> $A = \text{最低保全給付 (暫)} \times a_{\overline{m} }^k \times v^{(s-x)}$ $B = \text{最低保全給付 (暫)} \times \left(v^{(s-x)} \times a_{\overline{m} }^j + \frac{N'_{s+m}}{D_x} \right) \text{とし、}$ <p>A > B の場合</p> $\text{最低保全給付} = \text{最低保全給付 (暫)} \times a_{\overline{m} }^k$ $\text{最低積立基準額} = \text{最低保全給付} \times v^{(s-x)}$ <p>A ≤ B の場合</p> $\text{最低保全給付} = \text{最低保全給付 (暫)}$ $\text{最低積立基準額} = \text{最低保全給付} \times \left(v^{(s-x)} \times a_{\overline{m} }^j + \frac{N'_{s+m}}{D_x} \right)$ <p>② 選択一時金のない場合</p> $\text{最低保全給付} = \text{最低保全給付 (暫)}$ $\text{最低積立基準額} = \text{最低保全給付} \times \left(v^{(s-x)} \times a_{\overline{m} }^j + \frac{N'_{s+m}}{D_x} \right)$ <p>(4) 加入員のうち一時金受給資格者</p> <p>最低保全給付</p> <p>(5) その他の者</p> <p>基金規約に基づく基本加算年金相当額の受給資格者</p> <p>ア. 規約上の支給開始年齢以上の者</p> $A = \text{最低保全給付 (暫)} \times a_{\overline{m} }^k$ $B = \text{最低保全給付 (暫)} \times \left(a_{\overline{m} }^j + \frac{N'_{x+m}}{D_x} \right) \text{とし、}$ <p>A > B の場合</p> $\text{最低保全給付} = A$ $\text{最低積立基準額} = \text{最低保全給付}$	<p>一時金換算率 $a_{\overline{m} }^k$ は基本加算年金に適用されるものを用いることに注意する。</p>

	実務基準内容	備考
	<p>A ≤ B の場合</p> <p>最低保全給付 = 最低保全給付 (暫)</p> <p>最低積立基準額 = 最低保全給付 × $\left(a_{\overline{m} }^j + \frac{N'_{x+m}}{D_x} \right)$</p> <p>イ. 規約上の支給開始年齢未満の者</p> <p>A = 最低保全給付 (暫) × $a_{\overline{m} }^k \times v^{(s-x)}$</p> <p>B = 最低保全給付 (暫) × $\left(v^{(s-x)} \times a_{\overline{m} }^j + \frac{N'_{s+m}}{D_x} \right)$ とし、</p> <p>A > B の場合</p> <p>最低保全給付 = 最低保全給付 (暫) × $a_{\overline{m} }^k$</p> <p>最低積立基準額 = 最低保全給付 × $v^{(s-x)}$</p> <p>A ≤ B の場合</p> <p>最低保全給付 = 最低保全給付 (暫)、</p> <p>最低積立基準額 = 最低保全給付 × $\left(v^{(s-x)} \times a_{\overline{m} }^j + \frac{N'_{s+m}}{D_x} \right)$</p>	

	実務基準内容	備考
最低保全給付から控除できる額の現価 (= X)	<p>○財政運営基準第3-6-(1)-②-(ア)に相当する額を控除する場合</p> <p>控除すべき過去勤務債務の未償却分 (合計額) (= T)</p> ${}_tS'_0 = \text{給付区分 } t \text{ の初期債務} \times \bar{a}_{\overline{N_0-m_0} } / \bar{a}_{\overline{N_0} }$ ${}_tS'_1 = \text{給付区分 } t \text{ の後発債務 1} \times \bar{a}_{\overline{N_1-m_1} } / \bar{a}_{\overline{N_1} }$ ${}_tS'_2 = \text{給付区分 } t \text{ の後発債務 2} \times \bar{a}_{\overline{N_2-m_2} } / \bar{a}_{\overline{N_2} }$ <p>給付区分 t の過去勤務債務の未償却分 (暫定値)</p> ${}_tS' = \sum_m {}_tS'_m$ <p>初期債務：基金制度発足時 (又は加算制度導入時) における数理債務額から適格年金等からの移行資産を控除した額</p> <p>後発債務：給付改善時における数理債務増加額から同時点での別途積立金取崩額及び適格年金等からの移行資産を控除した額</p> <p>$\bar{a}_{\overline{N} }$: N年確定年金現価率 (使用する予定利率は、それぞれの債務発生時にかかる財政計算で使用したものとする。)</p> <p>$N_0, N_1, N_2 \dots$: 予定償却年月数</p> <p>$m_0, m_1, m_2 \dots$: 制度発足日又は給付改善時からの経過年月数</p> <p>過去勤務債務の未償却分の上限值 (U)</p> $= \text{各区分の特別掛金収入現価の合計値} \left(\sum_t {}_tU \right)$ <p>給付区分 t の過去勤務債務の未償却分 ${}_tS$</p> <p>① $\sum_t {}_tS' \leq \sum_t {}_tU$ の場合</p> ${}_tS = {}_tS'$ <p>② $\sum_t {}_tS' > \sum_t {}_tU$ の場合</p> <p>${}_tS'$ に合理的な方法により削減をかけ、 $\sum_t {}_tS = \sum_t {}_tU$ となるようにしたものを ${}_tS$ とする。</p>	<p>過去勤務債務の未償却分は上限に対する補整が必要となるため暫定値となる。</p> <p>${}_tU$: 給付区分 t の特別掛金収入現価</p>

	実務基準内容	備考
	<p>(合理的な方法による削減の例)</p> $\cdot {}_t S = {}_t S' \times \frac{\sum_t U}{\sum_t S'}$ <p>・ ${}_t S' \leq {}_t U$ となる場合 ${}_t S = {}_t S'$ ${}_t S' > {}_t U$ となる場合</p> ${}_t S = {}_t S' \times \frac{\sum_t U - ({}_t S' \leq {}_t U \text{ となる } {}_t S' \text{ の合計})}{\sum_t S' - ({}_t S' \leq {}_t U \text{ となる } {}_t S' \text{ の合計})}$ <p>給付区分 t の控除すべき過去勤務債務の未償却分 ${}_t T$</p> $= {}_t S \times \frac{\text{給付区分 t の加入員の最低積立基準額(控除前)}}{\text{給付区分 t の全体の最低積立基準額(控除前)}}$ $\times \frac{\text{給付区分 t の全体の最低積立基準額(控除前)}}{\text{給付区分 t の継続基準と同一予定利率による全体の最低積立基準額(控除前)}}$ <p>ただし、上記による ${}_t T$ は給付区分 t の加入員の最低積立基準額(控除前)を上限とする。</p> <p>控除すべき過去勤務債務の未償却分(合計額) $T = \sum_t {}_t T$</p> <p>給付区分 t の各加入員の控除すべき過去勤務債務の未償却分に相当する給付の現価(${}_t X$)は、${}_t T$ を各加入員に対して按分したものとなる。</p> <p>(合理的な按分方法の例示)</p> <p>${}_t T$ を基準日時点で給付区分 t の各加入員の最低積立基準額(控除前)の比で割り振ることとする。</p> <p>各加入員の控除すべき過去勤務債務の未償却分に相当する給付現価(X)</p> $X = \sum_t {}_t X$	<p>分母、分子について、給付区分毎とせず、給付区分合計とすることもできる。</p> <p>(給付区分 t の全体の最低積立基準額(控除前)) / (給付区分 t の継続基準と同一予定利率による全体の最低積立基準額(控除前))は、$\{(1+i)/(1+j)\}^{20}$を用いることも可。(iは継続基準の予定利率)</p>

	実務基準内容	備考
	<p>○財政運営基準第3-6-(1)-②-(イ)に相当する額を控除する場合</p> <p>控除すべき最低積立基準額の未認識額（合計額）（= T）</p> ${}_tS_0 = \text{給付区分 } t \text{ の初期債務} \times \max\{5 - m_0, 0\} / 5$ ${}_tS_1 = \text{給付区分 } t \text{ の後発債務 } 1 \times \max\{5 - m_1, 0\} / 5$ ${}_tS_2 = \text{給付区分 } t \text{ の後発債務 } 2 \times \max\{5 - m_2, 0\} / 5$ <p>給付区分 t の最低積立基準額の未認識額</p> ${}_tS = \sum_m {}_tS_m$ <p>初期債務：基金制度発足時の最低積立基準額 後発債務：給付改善時における最低積立基準額 m_0, m_1, m_2, \dots：制度発足時又は給付改善時からの経過年数（1年未満切捨て）</p> <p>給付区分 t の控除すべき最低積立基準額の未認識額 ${}_tT$</p> ${}_tT = \frac{\text{給付区分 } t \text{ の加入員の最低積立基準額 (控除前)}}{\text{給付区分 } t \text{ の全体の最低積立基準額 (控除前)}}$ <p>ただし、上記による ${}_tT$ は給付区分 t の加入員の最低積立基準額（控除前）を上限とする。</p> <p>控除すべき最低積立基準額の未認識額（合計額） $T = \sum_t {}_tT$</p> <p>給付区分 t の各加入員の控除すべき最低積立基準額の未認識額に相当する給付の現価 (${}_tX$) は、${}_tT$ を各加入員に対して按分したものとなる。</p> <p>(合理的な按分方法の例示)</p> <p>${}_tT$ を基準日時点で給付区分 t の各加入員の最低積立基準額（控除前）の比で割り振ることとする。</p> <p>各加入員の控除すべき最低積立基準額の未認識額に相当する給付現価 (X)</p> $X = \sum_t {}_tX$	<p>初期債務が適年移行の場合の ${}_tS_0$ の算出において、下線部分は $\max\{15 - m_0, 0\} / 15$ (m_0 は平成14年4月1日から基準日までの年数) とする。</p> <p>${}_tS_m$ については、当初の債務額に $\{(1+i) / (1+j)\}^{20}$ を乗じて算定することとする。(i は初期債務及び後発債務算定時の非継続基準の予定利率)</p> <p>分母、分子について、給付区分毎とせず、給付区分合計とすることもできる。</p>

	実務基準内容	備考
最低積立基準額（控除後）	(1) 加入員以外の者 最低積立基準額（控除前）と同額 (2) 加入員 最低積立基準額（控除前）－最低保全給付から控除できる額の現価（X）	加入員抛ち出がある場合で、基準日までに発生しているとみなすことが合理的である給付の現価相当額（告示に示す予定利率及び予定死亡率を用いて算定したもの。）が左記により計算した最低積立基準額（控除後）を上回る場合は、規約に基づき、当該給付及び当該現価相当額を最低保全給付（控除後）、最低積立基準額（控除後）とすることも可。 （合理的である給付の例） 抛ち出の元利合計額 × $(1+j)^{\max(o, \tau-x)}$ （合理的である給付の現価相当額の例） 抛ち出の元利合計額
最低保全給付（控除後）	(1) 加入員以外の者 最低保全給付（控除前）と同額 (2) 加入員 $\text{最低保全給付（控除前）} \times \frac{\text{最低積立基準額（控除後）}}{\text{最低積立基準額（控除前）}}$	

実務基準第4号付録

実務基準第4号にかかるQ&A

Q1：丈比べについては、加入員のみについて記載されているが、年金受給者・受給待期脱退者についても考慮すべきではないか。

A1：最低保全給付は、基金規約に基づき算定するものであり、本来は丈比べについても紛れの無い表現で基金規約に明記すべきものである。
本件について言えば、丈比べの主旨から、年金受給者・受給待期脱退者についても考慮すべきであると考ええる。

Q2：控除すべき過去勤務債務の未償却分が存在するときの最低保全給付の算出において、加入員の最低保全給付の算出について、基本部分・加算部分を区分せず最低積立基準額の比で按分する方法が記載されているが、次のような方法は認められないか。

〈基本部分〉

最低保全給付（未償却分控除後）

基本部分の控除すべき過去勤務債務
の未償却分に相当する給付の現価

＝最低保全給付（未償却控除前）－

$$a_x^j \quad (\quad r-x \mid a_x^j)$$

〈加算部分〉

最低保全給付（未償却分控除後）

（ ）内は標準支給開始年齢未満の場合

＝最低保全給付（未償却控除前）×

$$\frac{\text{加算部分の最低積立基準額（未償却分控除後）}}{\text{加算部分の最低積立基準額（未償却分控除前）}}$$

A2：最低保全給付は、基金規約に基づき算定されるものである。実務基準の記載は一般的な方法を述べたものであるので、限定するものではない。

上記の算出方法も合理的な方法と考えられるので、基金規約に明記して取扱われたい。

以上